

# 報 道 資 料

平成23年8月18日  
総務部人事課  
(内線 2103)

## 職 員 の 懲 戒 処 分 に つ い て

このことについて、下記のとおり処分の発令をした。

### 記

(1)

所属・補職	年齢	処分年月日	処分内容	処分理由	適用法令
保育課 事務職員	31	H23. 8. 18	停職4月	夜間に市内のマンション1階の女性会社員宅のベランダに干してあったスカートを盗もうと企て、現場を目撃した住民からの通報を受け、逮捕された	地方公務員法 第29条第1項 第1号及び第3号

(2)

所属・補職	年齢	処分年月日	処分内容	処分理由	適用法令
都祁行政センター 所長 事務職員 土井 義文	59	H23. 8. 18	免職	市民から預かった税金の延滞金を一部だけ入金処理し、その差額700,000円を共謀者と着服した	地方公務員法 第29条第1項 第1号及び第3号
債権整理課 課長補佐 事務職員 西田 芳光	59	H23. 8. 18	免職	市民から預かった税金の延滞金を一部だけ入金処理し、その差額700,000円を共謀者と着服した	地方公務員法 第29条第1項 第1号及び第3号

※(2)の管理監督責任の処分については、職員の着服した全容を調査終了後に処分対象者を確定し処分を行う予定